

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市食品衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ（以下「大会」という。）弘前市医事・衛生基本計画に基づき、全国から参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の食品衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

3 食品衛生対策

(1) 食品衛生に対する意識の向上

管轄保健所、県実行委員会及び関係機関等の協力を得て、食品関係事業者及び市民並びに大会参加者等へ食品衛生に関する意識の向上を図り、食品の衛生的取扱いの向上を図る。

(2) 関連施設等に対する監視、指導等

管轄保健所、県実行委員会及び関係機関等の協力を得て、関係法令等に基づき、宿泊施設、弁当調理施設、食品取扱施設等に対する監視、指導及び検査を強化し、施設の整備促進及び食品の衛生的取扱いの向上を図る。

(3) 土産食品の衛生対策

管轄保健所、県実行委員会及び関係機関等の協力を得て、関係法令等に基づき、土産食品製造施設及び販売施設等に対する監視、指導等を強化し、土産食品の衛生確保及び適正表示の徹底を図る。

(4) 会場等における食品販売店対策

管轄保健所、県実行委員会及び関係機関等の協力を得て、関係法令等に基づき、競技会場等の食品販売店に対して、食品衛生に関する体制強化を図る。

(5) 食中毒発生時の対応

大会参加者等に食中毒患者が発生した場合は、食品衛生法等に基づき必要な措置を講じ事故の拡大防止に努めるとともに、関係機関が迅速に対応できるよう、緊急時に必要な連絡体制を整備する。

4 講習会等への参加

大会の食品を取扱う責任者等に対し、管轄保健所等が開催する食品衛生講習会等へ積極的に参加するよう依頼する。

5 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、食品衛生対策の実施に関して必要な事項は事務局長が別に定める。
- (2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) 青の煌めきあおもり障スポにおける食品衛生対策については、県実行委員会が主体となって実施する。